

福祉文教委員会会議録

開閉日時 令和6年9月26日（木） 午前10時00分～午前11時45分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

3番 神谷 直子、 4番 杉浦 康憲、 5番 野々山 啓、
7番 福岡 里香、 8番 岡田 公作、 11番 鈴木 勝彦、
13番 倉田 利奈、
オブザーバー
副議長（6番） 今原ゆかり

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

一般9名

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、
企画部長、総合政策GL、秘書人事GL、ICT推進GL、ICT推進G主幹、
福祉部長、健康推進GL、介護障がいGL、福祉まるごと相談GL、
地域福祉GL兼共生推進GL、地域福祉G主幹、
こども未来部長、こども育成GL、文化スポーツGL、
学校経営GL、学校経営G主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) 議案第54号 高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第55号 工事請負契約の変更について
- (3) 議案第56号 財産の取得について（追認）
- (4) 議案第57号 財産の取得について（追認）
- (5) 議案第58号 財産の取得について（追認）
- (6) 議案第60号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第8回）
- (7) 議案第64号 令和6年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）
- (8) 請願第2号 小中学校給食費の負担軽減を求める請願
- (9) 請願第4号 小・中学校給食費の無償化を求める請願
- (10) 陳情第8号 「新型コロナワクチン健康被害の実態と次世代型コロナmRNAワクチン(レプリコンワクチン)の危険性に関する周知」と「mRNAワクチン定期接種中止を求める意見書提出」を求める陳情
- (11) 陳情第9号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情
- (12) 陳情第10号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情
- (13) 陳情第11号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために高浜市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情
- (14) 陳情第12号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により傍聴を許可いたしましたので、御了承願います。

ただいまの出席委員は全員であります。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより福祉文教委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る9月13日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり議案7件、請願2件、陳情5件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいります。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については副委員長の岡田公作委員を指名いたします。

それでは、当局のほうから説明を加えることがあればお願いいたします。

説（企画部） 特にございません。

委員長 これより質疑に入りますが、円滑な委員会運営のため、総括質疑との重複を避け、発言は議題の範囲を超えないようお願いいたします。

《議 題》

（1）議案第54号 高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（13） まず、こちらはいわゆる老人憩の家の活動されていた方が活動停止というか廃止ってということなんですけど、そこに至るまでの御利用者さんの経緯、それから途中でこれたしか今年の4月にあっぱのほうに移りますというような掲示もございました、施設のほうに。活動の場所をどのようにされてきたかについても、それから現在の状況についてもお聞かせください。

答（健康推進） 高浜南部老人憩の家を主に利用されておられました地元のいきいきクラブが令和5年3月にいきいきクラブ連合会を退会いたしまして、老人憩の家を利用しないという申し出がありましたので閉鎖をしております。

相当の年数が経過した建物でしたので廃止することといたしましたが、その後、令和5年6月にクラブの役員会のほうで正式に解散が決定されましたが、元会員さんたちのほうは、おっしゃられたとおり老人憩の家の閉鎖後につきましては、あっぱを利用しております。

問（13） 解散が決定されたってことなんですけど、例えば中にはそこで活動されていたいきいきクラブの方がほかの団体さんへ移ったとか、そういう状況はあるんです

ようか。

答（福祉部） 他のクラブへ移られたというようなことは伺っておりません。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第54号の質疑を打ち切ります。

（２）議案第55号 工事請負契約の変更について

委員長 質疑を行います。

問（13） 今回、高取小学校の給食施設の取壊しをやめるってということで契約金額の変更となっているんですけど、これに伴って工事監理費のほうも減額になるんでしょうか。なるのであれば、どれぐらいになるのか教えてください。

答（学校経営） 給食室の解体工事が取りやめになったということで、これに伴いまして、今、工事監理業務委託料が変更になるのかという御質問でございますが、こちらにつきましては、計画変更の確認申請や手続に必要な書類作成に係る費用などが新たに発生してまいりますので、そのあたりも現在、工事監理者と協議を行いながら変更契約について精査を進めているところでございます。

問（13） そうなってくると、今回、補正予算書を見ても、この契約変更の金額の補正とか、今おっしゃってた工事監理についての費用については、これどこで補正が上がるんでしょうか。どういった形になるんでしょうか。

答（学校経営） こちらの議案のほうで金額変更の議案を上げさせていただいておりますので、工事費のほうはそういった形で審議をお願いしたいと考えております。

工事監理業務委託につきましては、ただいま答弁したとおり、現在、変更契約に向けて協議を進めておりますので、その額が固まった段階で減額をしてまいりたいと考えております。

問（13） 今の御答弁だと補正予算が出るのか出ないのかも分かんないし、いつ出るのかもよく分からないんですけど、ちょっとそういった形でっていうお話だとよく分からないんですけど、補正はされない、いわゆるこの契約の中でされる、どういうふうなん

でしょうか。よく分からなかったので教えてください。

答（学校経営） 工事費のほうは年間の予算を決めていただいておりますので、その契約の範囲内で変更してまいります。先ほど答弁しましたとおり、今回議案として上げさせていただきます。その契約額の範囲内で変更させていただきたいと考えております。

問（13） 契約額の範囲内なんですけど、今回1,100万円以上契約が安くなるほうなんですよね、高くなるほうではなくて。そうなってくると、ちょっとその部分に関しては多分、今回こうやって上がってきてるってことは令和6年分の工事費ということでしょう。そこを確認をまずしたいのと。あとこれ、本来、取壊しをする予定だったのがやめたってということになりますので、たしかこれ平屋だったと思うんですけど、こちらの面積とそれから建物構造についてどういった構造であるのか教えてください。

答（学校経営） まず予算でございますが、今委員おっしゃるとおり、6年度分の予算の中で工事を進めております。今後、また工事の変更とか発生する可能性もありますので、あえてこの場で予算の減額をするのではなく、6年度についてはこのまま進めさせていただきたいと思います。ただ、契約額は1,144万円の契約の変更をしますということで御審議をいただきたいと考えております。

それから、旧給食室の面積でございますが、166平方メートルとなっております、鉄筋コンクリート造りとなっております。

問（13） 契約額が変更になって下がったっていうことは、もうその下がった金額内では、工事は細かい変更とかいろいろあると思うんですけど、できないと思うんですけど。もちろんだから下がった金額内でのそういった細かい工事の変更は今後もあり得るっていう今説明だと思うんですけど。なので、令和6年度分の工事については私は補正が必要になるのかなと思うんですけど、今の学校経営グループの考えではそれは行わないですよっていうことでよろしかったんですね。その確認だけ最後したいと思います。

答（学校経営） ただいま委員おっしゃられたとおりでございます。

問（3） 今の質問で、給食室の解体をするのをやめたから工事金額が減りましたよ。でもこれはそのまま、たしか児童センターになるからその分の改築工事の分は、まだ今からこれから上がってきますよっていう理解でよろしかったですか。

答（学校経営） 学校の工事の変更につきましては、契約額は変更となりますので今回御審議をいただきたいと考えておるんですが、予算額のほうはあえてこの時点で変える

ことは考えておりません。

答（こども育成） 給食棟の改修に伴ういわゆる高取北児童クラブの改修工事につきましては、この9月議会の初日において補正予算の上程をさせていただきまして、御可決いただいております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第55号の質疑を打ち切ります。

（3）議案第56号 財産の取得について（追認）

（4）議案第57号 財産の取得について（追認）

（5）議案第58号 財産の取得について（追認）

委員長 一括議題として質疑を行います。

問（13） 今回の財産の取得についての追認議決なんですが、全てこれ随意契約になってるんですけど、これ何号随契、随契できる理由についてまず教えてくださいませんか。

答（学校経営） 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随契をさせていただいております。

問（13） 2号随契になると、ここで見ると日新堂書店さんと不二商会さんが上がってるんですけど、ほかにも私は契約可能かなと思うんですけど、二者できるっていうことなので、何で二者できるのに随契になるのかが理解できないんですけど。御説明お願いいたします。

答（学校経営） 教師用の指導書等につきましては、教科書と同じで愛知県の特約供給所が選定した取次店、そちらがただいま委員おっしゃった二者になりますが、この取次店以外からは購入することができない仕組みとなっております。この二者についてそれぞれ学校が割り振られて販売されるという形になっておりますので、二者とそれぞれ随意契約をさせていただいております。

問（13） 教えていただきたいんですけど、そこがよく分からなくて、取次店を指定するというのが私は理解ができなくて、取次店を指定できるっていうのは、何に基づい

て指定できるのか。またその取次店が二者あってそれをどういうふうに、こうやって金額違うし、どういうふうに決めてるんでしょうか。そこがよく分からないので教えてください。

答（学校経営） 教科書の発行に関する臨時措置法に基づきまして、教科書の発行者は各学校に供給するまでの発行の責任を負うというふうにされております。ただ、発行者が全ての学校に届けるまでのことを負担するとなるとかなり負担が大きいということで、文部科学省のほうで都道府県に特約供給所を一つ以上定め、そしてその特約供給所が各市町ごとに取次供給所、取扱店を定め、全国の小中学校に教科書または教科用指導書等を供給できるような体制を整えております。その流れの中で、愛知県の特約供給所が高浜市については日新堂書店さんと不二商会さんを指定しているということで、二者とそれぞれ随意契約をしている次第でございます。

問（13） その特約供給所がどういうふうに指定されるかよく分からないんですけど、誰でも何かそういう本とか扱ってたり、そういう書物扱ってたらできるのかよく分からないんですけど、その特約供給所が高浜市の場合、今の話だと2店舗なのかなと思うんですよね。2店舗あってそのうち今回、これ令和2年4月1日の契約は日新堂書店さんでこれ多分2,000万円以上の契約になるから、多分2,000万円以上の契約については追認してないのかなって思うんですけど、これは勝手な私の想像で。もし追認、多分必要理由が違ったらまたそこを教えてくださいんですけど、ただこれ令和6年4月は不二商会さんっていうふうでそれをどういうふうに高浜市としては割り振ってるのか、どういう契約形態にしてるのか、ルールそこがよく分からないので教えてくださいというところです。

答（学校経営） 先ほどから御説明しております特約供給所、都道府県に一つ以上選定されておりますが、こちらの特約供給所がしっかりと県内の小中学校に供給ができる体制を整えるために取次店というのを指定しております。こちらが日新堂書店さんと不二商会さんが、高浜市分については指定されておりますので、随意契約でその二者と契約をしているという状況になります。

それから、追認ということですが、総括質疑の場でも御説明させていただいたんですけども、地方自治法で明文で規定されているということではございませんが、多くの判例で議会の議決を経ずに行った事案であっても、これを追認的に議決いただくことにより治癒されるという解釈が一般的でございますので、今回、追認議案として上

程をさせていただいておる次第でございます。

問（13） 追認に関しては後で治癒されるってことは分かってるのでそれについては理解しておりますので、その部分について私も全く問題にしてないですし、それで追認されればそれはそれで治癒されたということでよろしいかと思うんですけど。

先ほど私が言ったのは、その二者でどうやって、この年はこの会社で、この年はこっち、日新堂さん、不二商会さんってどういうふうに決めてるのかってというのが分からない、そこをお聞きしてるので、ちょっと御答弁違うのかなっていうところと。

あとついでにもう一つお聞きするのが、これ地方自治法施行令の121条の2の2の第2項、ここの財産の取得又は処分の種類っていうところのこの財産の取得に当たるのかなと思うんですけど、そういった理解でしょうか。今2つ質問したのでお答えください。

答（学校経営） まず二者の学校の割振りという御質問でございますが、こちら先ほど言った特約店、取次店の流れの中で学校まで指定がされております。議案の参考資料19ページを御覧いただきたいんですが、日新堂書店さんは高浜小学校、吉浜小学校、高取小学校を担当いただいております。不二商会さんについては港小学校、翼小学校、高浜中学校、南中学校を担当いただいております。条例上、財産の取得という認識かという御質問がありましたが、財産の取得という認識でおります。

問（13） そうなると、例えば今のお話で日新堂書店さんが高浜小学校、吉浜小学校、高取小学校っていうふうに特約供給所のほうに登録か何か申請されていて、不二商会さんが港小学校、翼小学校、高浜中学校、高浜南中学校っていうふうに何か登録されてるのか、それとも学校経営グループがこれは判断してされてるのか、その判断の基準についても教えていただきたいんですけど。

答（学校経営） こちらの学校の割振り、あるいは特約供給所、取次店の取決めにつきましては、もともとは発行者が起点となって決められてまいりますので、高浜市の教育委員会の一存でこの業者にお願いしたいというようなことは一切働いておりません。

答（13） 先ほど、私、質問になってなかったかもしれないんですけど、これいわゆる遡って議決をもらうってとこなんですけど、これを見ると契約が令和2年度と令和6年度のものの、令和2年度のものと古いんですけど、結局、ほかの例えば令和3年度とか令和4年度につきましては、多分これ2,000万円以上の契約ではないから、いわゆる議決を取り直さなくていいっていう理解でいいんでしょうか、その部分については。

答（学校経営） 委員おっしゃるとおりです。

問（13） その先ほど判例と言われたんですけど、私もそこまで調べてないんですけど、先ほど財産っておっしゃったんですけど、これ指導書ということで、指導書っていうのは何年使えるものなのでしょうか。

答（学校経営） 教科書の改訂がおおむね4年に1回行われますので、指導書についてもおおむね4年と考えております。

問（13） 結局その121条の2の2第2項の先ほどの財産という部分についてっていうことで、今回、議決が必要だという判断だと思うんですけど、この財産っていうものがちょっと調べると、いわゆる経済的とか金銭的に価値があるものの総体なのかなと思うんですね。例えば、こういう机とか、こういった公共施設とかそういうものは財産になるのかなと思うんですけど、この指導書も財産という位置付けということになると、ほかにも何か議決が必要になるものが出てこないのかなって逆に心配もあるんですけど、そのあたりのお考えもお聞かせいただけますでしょうか。

答（学校経営） 今回、予定取得価格が2,000万円を超えるということが分かったために上げているものでございまして、その他の財産につきましては、委員おっしゃられたように2,000万円を超えるようなものについては、それぞれ議決が必要になってくると考えております。

問（13） 最後に教えていただきたいんですけど、高浜市では条例でここに書かれている、高浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第3条、これに基づき、今、追認議案が出てるんですけど、これによるといわゆる先ほどから申している財産の取得とか処分、これについては2,000万円以上のものについては、高浜市では議決が必要でことは条例に書かれてるんですけど、この2,000万円という部分については、私調べてないんですけど、近隣市とか全国的にこの2,000万円というものは特にあんまり変わるところはなくて、そうではなくて、いわゆるほかのところ追認していない自治体もあるみたいなんで、その違いっていうのはいわゆる判例に基づく解釈の違いっていうふうに理解していいのか、そのあたりを教えてもらっていいでしょうか。

答（学校経営） 各市町の条例に定めます予定価格の上限という額については、高浜市と同じように2,000万円としてるところが多いように見受けられますが、2,000万円を超える自治体もあることは、その市の条例で確認させていただいております。

問（13） もう一つは、結局その金額云々ではなくて、いわゆるこれまでの判例に基づ

いた、いわゆるその解釈の仕方が各自治体によって追認してるところとことしてないところがあるっていう理解でいいんですよねっていうのが質問でした。

答（学校経営） こちらも総括質疑のときに少し御説明させていただいたところですが、確かに金額というのも一つの要素になってくると思いますが、この指導書などについては単価契約にしている自治体がほとんどとなっております。契約時の総額が単価契約ですと確定できないということから、予定価格もあくまで概算でしか出せないというような考えの下で議決は不要ではないかという見解を示す自治体もあります。そういった判断が分かれるところではあるんですが、本市としては今回、追認議案として出させていただいた次第です。

問（13） では高浜市の契約はどのようにされてるのか教えてください。単価契約ですか。どういうふうに契約されているんですか。

答（学校経営） 単価契約で契約しております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第56号から議案第58号までの質疑を打ち切ります。

（6）議案第60号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第8回）

委員長 質疑を行います。

問（5） 補正予算書の52ページ、53ページ、14款2項1目総務費国庫補助金のデジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業）についてお聞きします。どのような事業が対象となっている補助金なのか、また充当事業はどの事業か、お聞かせください。

答（ICT推進） まず1つ目の事業の対象についてですが、標準化対象業務の標準準拠システムの移行に向けた調査等の事業と標準準拠システムへの移行事業が対象となります。標準準拠システムへ移行するために必要な導入経費が対象になるということです。

次に充当事業につきましては、補正予算書58ページ、59ページにあります、2款1項

14目電算管理費、1 総合住民情報管理事業の自治体情報システム標準化・共通化業務委託料でございます。

問（13） まず歳入からお聞きしたいと思います。54、55ページの20款4項2目雑入のスポーツ振興くじ助成金。こちらが雑入として390万円減。これが多分このくじの助成金の400万円になると思うんです。どうしてこのような減額になったのか教えてください。

答（文化スポーツ） スポーツくじの助成金ですけれども、申請のときに2,000万円で申請しておりましたけれども、今年度に入って助成金の交付決定通知が届きまして、1,600万円の決定をいただきましたので、400万円の減額補正させていただくものでございます。

問（13） では歳出のほうお聞きしていきたいと思います。58、59ページの2款1項3目の市民活動支援費、地域内分権推進事業。こちらがなぜ補正予算で出てきたのか。内容についてもあわせてお聞かせください。

答（総合政策） こちらにつきましては、吉浜ふれあいプラザの消防設備点検において指摘を受けた部分がありまして、消火器を4本購入する費用4万7,410円を消耗品で計上しております。また自動消火設備及び誘導灯のバッテリー等の劣化修繕を行うため、自動火災報知器の受信機用バッテリーの取替え、こちらが5万8,300円。誘導灯バッテリー及び本体取替えで16万9,400円。予算額としては22万8,000円を補正させていただいております。

問（13） 今のものについて、これ消防のほうから何か指導とかがあったってことでしょうか。

答（総合政策） 令和6年4月22日の消防設備点検において指摘を受けた部分を改善するということでございます。

問（13） では60、61ページ、3款1項2目の地域福祉推進費、ソフトウェア修正業務委託ですけど、これどのような制度改正が行われるのかについてお聞かせください。

それから、その下の3款1項3目の障害者自立支援給付金の障害児給付金。こちらが9,994万3,000円も増えてるんですよね。これ人数が増えたってことなんですが、当初何人予定していて何人増えたのでしょうか。また、何でこんなに大きな補正をしなきゃいけないのかっていうところの理由についても教えてください。

答（介護障がい） まず、ソフトウェア修正業務委託料につきましては、障害者総合支

援法の関係の改正で、就学前障害児の発達支援無償化に係る認定手続の簡素化や同一世帯における複数児童のシステム改修対応などの改修が発生するというものでございます。

それから扶助費の障害児給付費ですが、当初予算では3つの事業がございまして、児童発達支援が延べ438名、放課後等デイサービスが2,553名、保育所等訪問支援を195名と見込んでおりましたが、児童発達支援が592名、放課後等デイサービスが2,600名、保育所等訪問支援が224名と見込まれることから補正をするものでございます。補正の理由はこの利用の増加とあわせまして、令和6年度の報酬改定で報酬自体も上がっておりまして、当初予算には改定が間に合いませんでしたので、今回それも含めて改定をすることで大幅な増額の補正になったというものでございます。全国的には1.12から1.5%の報酬増というふうに国のほうは周知しております。

問（13） 3款1項6目の老人憩の家等管理運営事業の工事請負費937万3,000円について、こちらが先ほどから話がある南部老人憩の家解体工事費なんですね。こちらが937万3,000円上がっております。こちらの内容についてお聞きしたいと思います。

まず、こちらの建物の形状、こういった構造物なのか、それから面積についてもお聞かせいただきたいのと。ここは借地だったような気がするんですけど、どのような状況だったんでしょうか、教えてください。

委員長 総括質疑で答弁している部分がありますので、その分は考慮して答弁してください。

答（健康推進） 高浜南部老人憩の家の構造等につきまして御回答させていただきますと、昭和49年の木造平屋建ての施設で、延べ床面積は68平米となります。

問（13） 68平米ってことは20坪ぐらいなんですよ。937万円ということで、あまりにも高額なんですけど、なぜこのような金額になるのかっていうところがよく分からないので、この工事請負費が出たのは、これは多分、委託で出されてると思うんですけど、その確認と。それからここは電話ボックスがあったと思うんですけど、その電話ボックスも撤去されるんでしょうか、どんな状況になるんでしょうか。

答（健康推進） 電話ボックスについてお答えさせていただきますと、今後、解体工事をするに当たりまして支障となるという形になりましたので、敷地内にありました公衆電話は撤去いたしております。

そして、高浜南部老人憩の家の解体費が高すぎるというところにつきましては、総括質疑でもお答えさせていただきましたけど、工事を請け負う作業員の賃金、解体に必要な

な資材、機器の価格の上昇、解体工事で発生するコンクリートの廃棄物の処理費用の増加などが解体コストを全般的にも上昇させておりまして、南部老人憩の家で特化した話になりますと、敷地周辺全てに垣根がありまして、重機での出入りのために木の伐採や木の根っこを取り除くような作業、コンクリートの通路や縁石の除去などの費用等で増大をしております。

問（13） 工事費の積算はどこがされたんでしょうかっていうのと、電話ボックスについて、私はやはり災害時には電話ボックスって必要なのではないかと思う部分があるんですけど、もうこれ完全に撤去されてしまうのか、隣の洲崎公園に移していただけるのか。完全に撤去っていうことであれば、災害時とか私は必要かなと思うんですけど、そういった検討がされたのか、また検討されているのであれば検討内容についても教えてください。

答（健康推進） 解体工事の設計につきましては、入札を行っておりまして4者の応札があってその中で決定したものとなります。

こちらにつきましては、特記仕様書の中で設計書の積算の中で見積り積算をするような場合については3者以上から行うようにというような記載もございましたので、その辺の金額を十分把握した上で積算の内容は確認をしております。

続いて、公衆電話の件につきましては、公衆電話は携帯電話を利用できない場合であったりとかお持ちでない方については非常に有用なものではありますが、先ほども申し上げましたとおり、公衆電話ボックスがあることによって解体工事の支障となる、また借地料のほうも支払わないといけない形になってまいりますので、そういったことを含めて完全に撤去しております。

加えて、こちらを撤去するに当たりましては、近くに洲崎公園等がございまして、こちらのほうが避難場所等にも影響してくるかなと思いましたが、そのところで該当する土木グループリーダーであったりとか、防災防犯グループリーダーのほうとは打合せを行っております。

問（13） 解体に伴い借地の返還が行われると思いますが、今まで多分借地料をお支払いしてたということで、借地が今まで幾らであったのかっていう部分と、それから協議した結果、今の話だと完全撤去なのかなと思うんですけど、完全撤去ってということで市の考えとしては私は一つでも残したほうがいいかなと思うんですけど、なくしてしまうということに対しての市のお考えをお聞かせください。

委員長 総括質疑でも答弁しておりますので、新たな答弁があるなら答えてください。

答（健康推進） 借地料につきまして、高浜南部老人憩の家では借地面積404平米で、今年度の借地料として21万1,206円お支払いしております。

問（13） この解体工事に伴う電話ボックスをなくしてしまうということに対しての市の考え方については御答弁がなかったのでお願いします。

答（副市長） 今、電話ボックスの話を何度もされてますけども、電話ボックスって高浜市が電話機を置いて設置をしておるわけじゃないんですね。通信事業者さん、いわゆるN T Tさんが置かれて設置をしておるわけです。当然、N T Tさんの立場になれば、業務として通信がきちんとそれが使われて、そういうふうに事業として成り立つのであれば置かれる。おっしゃるように、市のほうがここにはどうしても必要だからっていうことで置いても、当然、ボックスを置くには占用料も必要になってまいります、公園の中に。そういうことで、最終的に御判断をされて事業者さんが今回、壊すのに邪魔になるからってことで撤去されるということで、市のほうに全てインセンティブがあるわけじゃないです。そこを御理解いただきたいと思います。

問（13） ということは、N T Tの意向ということですね。

では、次の質問に参ります。N T Tの意向でなければ、それはそれでまた御答弁いただければ結構です。

3款1項6目の総括質疑でもありました全世代楽習館解体工事費、180平米で3,682万8,000円ということなんですけど、まずこちらの建物の構造がどのような構造であるか。それからこれ改修をされていると思うんですけど、もう一度、いつ改修されたのか、改修されたときの建築費や補助金についてもお聞かせください。

答（健康推進） 全世代楽習館の構造等につきましては、昭和38年建築のコンクリートブロック造りの施設で、延べ床面積は180平米となります。

全世代楽習館は、平成15年に全面的な改修を行っております。また改修費用につきましては、総事業費は4,231万5,000円となりまして、社会福祉施設等の整備費補助事業の補助金で国庫補助の合計額は3,846万8,000円になります。

問（13） 今の御答弁でいくと、平成15年に大幅な改築をされて、そこで4,231万5,000円かけて、それを3,682万8,000円で今回、取り壊すってことなんですよ。平成15年ということは、わずか20年余りで取り壊しちゃうってことなんですけど、そうなってくると、先ほど御答弁のあった3,846万8,000円の補助金をもらってるんですけど、この補助

金の返還については返還しなくてもいいのでしょうか。こういった状況になるのでしょうか。

答（健康推進） 全世代楽習館の取壊しに伴います補助金の返還の可否につきましては、市で判断して国に報告するものとなります。全世代楽習館につきましては、令和6年2月13日付で愛知県を通じて国に報告しておりますが、返還の対象であるということの連絡は受けておりません。

問（13） 返還理由については、どのように国のほうに上げていたのでしょうか。

答（健康推進） 厚生労働省所管の財産処分の承認基準で、第2の2、申請手続の特例といたしまして、包括承認事項の第1号、10年以上経過した施設の取壊しで事業に必要な資源、施設が地域で充足していると市が判断した場合につきましては、財産処分は可能であると。こちらの内容に該当すると考えております。

問（13） 全世代楽習館の児童クラブは、先ほど御答弁や質問があったように、高取の給食室を改修してやるってことなんで、その充足してるっていうのがなかなかちょっと理解できないんですけど。こちらが高額になっているということで、先ほどの南部老人憩の家のように、同じような形で入札を行って入札した事業者がこちらの設計をしたっていうことでよろしかったのかっていうところと、そうであれば、本当にその金額が適切なのかっていうところを、やはり建築士がおりますので、職員の中に。そういったチェックとかそういうことってされてきたのでしょうか。

答（健康推進） まず補助金の返還につきまして、充足判断についてそれで良いのかというところにつきましては、充足しているという形で判断しておりますのは、市内には「いっぷく」などの宅老所であったり、高齢者の福祉施設とか老人憩の家が多数存在しておりますので、そういった施設を引き続き利用していただくということから充足しているという判断をいたしております。

積算額につきましてですが、こちらにつきましては、実際に提出された実施設計の内容を確認さしていただいたと同時に、付属に添付されておりました3者の参考見積り、こちらの直接工事費、共通仮設費も含めて確認させてもらいましたけど、実施設計額のほうが一番安かったっていうことは確認しております。

問（13） 同ページ、3款2項2目の保育サービス費の会計年度任用職員の報酬ということで、栄養士の新規雇用という御説明がございました。これがなぜ今、補正で会計年度任用職員の雇用が必要になったのか。

それからその下の消防設備保守点検委託料。こちらについても本来であれば、点検ということは当初予算に上がってないといけないのかなと思うんですけど、なぜ補正予算になったのか教えてください。

答（こども育成） 栄養士の雇用につきましては、現在、正規職員の栄養士がおるが事情によりサポートを必要とするということが生じたので、そのサポートにつけるために補正するものでございます。

また、消防設備保守点検委託料でございますが、さきにありました保健センターの盗難事故において、書類を別の場所に移して倉庫として使っているところにつきまして、倉庫として使用するに当たっても消防設備の点検等が必要だという指摘がある中で、それに対応するためにつけているものでございます。

問（13） なぜこの段階でそのサポートが必要なのか。どういったサポートなのか教えていただきたいと思います。

62、63ページの10款1項1目の教育委員会費、教育委員会運営事業の30万6,000円、営繕積算システム利用料。こちらを使用することによってどのような効果があるのか教えてください。

答（こども育成） サポートが必要になった理由につきましては、個人的な事情により業務に支障が生じているということになります。理由については、個人情報に当たるため伏せさせていただきます。

答（学校経営） 営繕積算システムの使用料の質問でございますが、こちらの効果については、学校の改修工事につきましては非常に項目が多いということから、このシステムを導入することで設計に係る時間の短縮とともに、より精度の高い設計が可能になると考えております。また職員の負担も軽減されるものと考えております。

問（5） 補正予算書の58、59ページ、2款1項14目電算管理費、総合住民情報管理事業の自治体情報システム標準化・共通化業務委託料についてお聞きします。先ほどの歳入の総務費国庫補助金の質問において、この委託料が国庫補助金の対象となることが分かりましたが、今回の業務委託の内容と、なぜ9月補正になったかについて説明をお願いします。

答（ICT推進） まず1点目の業務委託の内容ですが、標準準拠システムの移行作業において、高浜市役所庁内ネットワークから標準準拠システムを運用するガバメントクラウドまでLGWAN回線を経由して接続するためのネットワーク構築業務を委託する

ものです。

続きまして、なぜ9月補正なのかについてですが、2点理由がございまして、1点目が本年6月27日と7月3日に国がベンダー向けにこのネットワーク接続の使用に関する説明会を開催し、その説明会を受けて、本市の既設のネットワーク構築業者より7月に見積書が提出されたことです。2点目が来年4月中にはガバメントクラウドを使用開始し、テスト環境を構築するためにも今回のネットワーク構築業務を本年10月より着手したいため、9月補正でお願いしているものでございます。

問（13） 先ほどの栄養士の方のお話なんですけど、総括か議案説明会では栄養士の新規雇用というふうに御説明いただいたと思うんですけど、違ってましたかね。ここ見ると23人で127万1,000円なので、それぞれの報酬が上がったのか、1人雇用したのか。1人であれば、ここ23ではないと思って。この書き方がちょっとよく分からないので教えていただきたいと思います。

それから、63ページの10款2項1目とあとこれ中学校もそうですね、10款3項1目のタブレットが壊れた分のっていうことで消耗品費92万6,000円、それから中学校のほうも上がってるんですけど、これって保険とかに入ってたと思うんですけど、なぜこういう状況になったのか御説明をお願いしたいと思います。

答（秘書人事） 61ページ、3款2項2目会計年度任用職員管理事業の会計年度任用職員報酬23名ということで、当初予算では22名と書いてございますが、この1名増というふうに記載をさせていただいているところでございます。

答（学校経営） 消耗品でございますが、こちらはタブレット端末の本体ではなく、タブレット本体に付属するケース一体型キーボードというものを購入するための消耗品でございます。ケース一体型キーボードにつきましては、タブレット本体と違って付属品扱いということで保険の対象にはなっておりません。ただ、メーカー保証があったため、令和5年8月までは補償の対象となっていたため故障分を無償交換としてやっていただいております。

問（13） 令和5年8月まで無償で対応していただいたけど、今回もう既にこうやって金額が上がっているっていうことは、今後、そういったことが予想されるということで上げられたっていう理解でいいのかの確認と。

それからその下の、これがすごく私重要で、10款2項3目学校建設費の港小学校長寿命化改良工事積算資料修正業務委託料381万2,000円。こちらについての細かい説明をお

願いたいと思います。

答（学校経営） まず、先ほどの消耗品の補正でございますが、今年度も小学校20台分、中学校10台分の故障を見込みまして当初予算として上げさせていただいておりましたが、それをほぼ使い切るような状況になってきたため、昨年度の実績等も踏まえて、この9月で補正を上げさせていただいているものでございます。

それから、港小学校の改良工事積算修正業務委託でございます。こちらは港小学校の長寿命化改良工事が国の補助を頂きながら工事を実施する予定ですが、令和4年度に実施設計を終えた積算資料を入札までに最新の設計単価で再積算をする必要がございます。また当初予算の段階では長寿命化改良工事、本体工事と給食施設の改築工事は着工を1年ずらす予定でございました。ただ、計画の再検討を行った結果、一括発注で進めていく見直しを行い、設計書も一つにまとめる必要があるということでございます。あわせて、先ほども説明しましたが、この港小学校長寿命化改良工事から営繕積算システムを導入した設計事務を目指していきたいと考えており、設計としての整合チェック、単価の入替作業、メーカーへの再見積りとともに営繕積算システムに合わせた設計書の作成を委託してまいりたいと考えております。

問（13） 今の御説明でいくと、当初、本体と給食施設を別々で設計してたのを一括にするからってことで修正が発生するってことなんですよ。ていうことは、本体を一緒にやることのほうがメリットが大きいということになると思うので、これによる費用対効果がどれぐらいあるのかってということと、なぜ、もともと一体化して設計しなかったのかっていうところもあるんですけど、その御説明をお願いできますか。

答（学校経営） 本体工事と給食施設の工事を分離発注した場合ですが、一括で発注した場合と経費の差が、試算ですが4,000万円ほど出るというふうに考えております。

それから、なぜ最初から一括発注を目指さなかったのかということでございますが、港小学校の敷地が非常に狭いということで、いろいろ工事の工程を設計の際に専門業者と考える中で、やはり1年ずらす必要があるんじゃないかという最終的には結論に至ったんですが、再度検討した結果、何とか一括発注でいけるんじゃないかということになりましたので先ほど説明した流れとなっております。

問（13） なかなかちょっと理解しがたいんですけど。

64、65ページ、10款4項1目幼児教育費の学校教育研究会講師謝礼。こちらが、わくわく運動みたいなのをやるってことだったんですけど、当初の予定に入っていないもの

がなぜここで予算がついてきたのか教えていただきたいのと。あわせてその10款6項2目の生涯スポーツ費についてなんですけど、これ内容は多分、地方債補正のほうで360万円の補正がされているのでLEDの関係なのかなと思うんですけど、これ360万円のその他のところから地方債補正にっておりますので、まずそれがなぜこれ組み替えをここでしているのかっていう理由。

それから、先日、総括質疑でお話がありました、54、55ページの公共施設整備基金繰入金、このうちの40万円が五反田のLED化っていうことでお聞きしてたんですけど、これが今のこの64ページのここに反映されてるのかなと思ったんですけど、これ反映されていなくて、これ全く違う事業なんですか。そこがちょっとよく分からないのと、この40万円っていうのがどこに行っちゃったのかよく分からないので教えていただきたいと思います。

答（こども育成） まず幼稚園教育振興事業の補正について御説明させていただきます。こちらは、いわゆる公益財団法人の日本教育公務員弘済会愛知支部の学校教育研究助成事業というものがございまして、そちらに、先ほど委員おっしゃられた、みんなで楽しく運動遊び、わくわく運動遊びについての提案を高浜南部幼稚園が行いました。それに伴い、今年の6月26日に事業の採択の決定がされまして、いわゆる今回歳入のほうにも雑入で10万円上げさせていただいて、10万円の助成がつくということで、それに合わせて必要な講師謝礼、消耗品、図書購入費を購入するものでございます。

答（文化スポーツ） 10款6項2目の特定財源の構成についてでございますけれども、まずその他財源につきましては、先ほど御答弁申上げたとおり、スポーツ振興くじの助成金の400万円の減額というところがございます。それに合わせて総括質疑のところでお答えをさせていただいている公共施設の整備基金の繰入金が40万円あるといったところでこういった内容になってございます。

問（13） そうなると、この地方債補正の360万円っていうのは、このLEDではないってことなんですか。何に当たるんですか。

答（文化スポーツ） 地方債と基金の繰入金については財務グループの所管になりますので、福祉文教の範囲ではございませんけれども、総括質疑で答弁があったかと思えます。

問（13） この地方債補正の360万円の増については、この10款6項2目のものとは別物というか、関係ないという御答弁でしょうか。

答（文化スポーツ） 今、お答えしたとおりでございます。

委員長 議題の範疇を超えております。

ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第60号の質疑を打ち切ります。

（7）議案第64号 令和6年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第64号の質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

（8）請願第2号 小中学校給食費の負担軽減を求める請願

委員長 意見を求めます。

意（5） 現在の本市の財政状況として財政調整基金が約10億円と聞いておりますが、来年度以降には港小学校の長寿命化改良工事が始まり、吉浜保育園や吉浜北部保育園の長寿命化改良工事も今後計画されています。

また、昨今の物価高騰や人件費の上昇などを鑑みると、財政的に非常に厳しい状況が続くかと思えます。

全国的に学校給食の無償化が進む中ではありますが、まずは身の安全を守れる環境をつくっていくことが優先であると考えますので、現段階でこの請願には反対とさせていただきます。

意（３）　こちら小中学校給食費の負担軽減を求める請願書ですけれども、確かに高浜市の給食は県下よその自治体に比べて高いというのは事実です。ですが、高浜市は自校式の給食を守っていますし、私は美味しい給食、また温かい給食、給食を作っている香りが校内から漂ってくるような、そういった給食を守っていくほうが大事だと考えています。

また、これ負担軽減を求める、幾らを負担をしろと言っているのかちょっと分かりませんが、年間給食費だけは２億５,０００万円かかります。給食費を裕福な方も無償にしていくのはどうかなと思っていますので、こちらの請願には反対をさせていただきます。

意（１３）　今無償化って言われたんですが、こちらの請願に対しては無償化は求めておりません。給食費の値上げ相当額についての保護者負担軽減を求めますとなっておりますので、今直子議員、次の請願書と間違われてるのかなと思うんですけど。

まず給食費の公会計化につきましては、教育長が令和５年９月議会で、公会計に向けては確実に進めてまいりますのでそれで御理解をしていただきたいと思いますということです。未だに公会計化にもなっておりませんし、来年度の当初予算でもまだできるとは限らないというようなお話も聞いておりますので一日も早い公会計化については進めていただきたいということの請願でありますので、それはもっともな市民の方の御意見だと思っております。

それから給食費につきましては、令和５年４月から給食費の値上げがあったんですね、高浜市では。ここに書かれているように小学生が１食２７０円から３００円、中学生が１食３１５円から３５０円になりました。この値上げによって、小学校１人のお子さんを小学校、中学校９年間通わせた場合、値上げ分だけで、一人当たり５万１,３００円も保護者の方が負担することになります。例えば子供が２人いる場合は１０万２,６００円、３人では１５万３,９００円ということで非常に家計の負担が重いと思います。

それから碧南市が県下でも給食費があまり高くないということで、小学校が２４０円で中学校は２７０円です。高浜市の子供が小中学校に９年間通って給食費に払う金額と碧南市の子供が９年間で給食費を払う金額では、これ碧南市の子供のほうが１０万８００円も高

浜市よりも負担が少ないんですね。逆に言えばそれだけ高浜市のほうが負担が大きいとなっております。

やはりこの物価高騰下ですので、まずもって給食費上げた分は下げてほしいというこうした市民の要望に対しては私は賛成しますし、先ほど自校式で美味しい給食っていうお話がありました。自校式で美味しい給食を提供して、それでもって安い給食費でやっている自治体はありますので、ぜひともこうした市民の請願を行政の方は受け止めていただいて実行に移して行っていただきたいと思います。

よって、賛成とさせていただきます。

意（４） 基本的には反対なんですけど、なぜかという、あまねく全ての生徒さんに負担軽減を図るとするのは非常に大きな予算がかかります。あくまでもこれって子育て家庭支援だと思います。本当に困っている家庭に絞って支援するならともかく、あまり困っていない家庭。先日ある保護者の方と話したんですが、うちの子たくさん食べるからちょっと余計に払ってもいいから大盛にしてくれんかなと、そんなような家庭もありました。そういったいろんな家庭がある中、困っている家庭だけではなく、あまねくというのは、現在の高浜の財政を考えると、とても出せないというのを考えますので反対いたします。

委員長 ほかに。

意 見 な し

委員長 ほかに意見もないようですので、請願第２号についての意見を終了いたします。

（９）請願第４号 小・中学校給食費の無償化を求める請願

委員長 意見を求めます。

意（５） 学校給食の運営については本市の政策を基に運営されており、保護者の皆様からは食材費に当たる部分を給食費として御負担いただく中で、各学校で自校式において温かくて美味しい給食を提供しております。しかしながら給食費の無償化を実現するには、年間２億６,０００万円余りの財源が必要と伺っております。保護者の皆様の思いは理解できますが、先ほども述べたとおり、本市の財政状況を鑑みると継続的な財源確保は現実的に厳しい状況と考えますので、この請願には反対とさせていただきます。

意（７） 給食費を無償化することにより、子供や保護者の給食に対する関心が薄れ、残食が増える可能性があります。残食が増えれば、子供の成長への悪影響や廃棄コストの増加が問題になります。また、保護者は食材の質や市の財政難時の対応をチェックできなくなり、意見が反映されにくくなります。

また、今の高浜市の財政で無償化を続けると、市の財政負担が増え、将来の子供たちに借金を残すリスクが高まるため、現段階においてこの請願には反対です。

意（３） こちらが無償化なんですね、先ほどの是一部なんですね。

私先ほど一部無償化がどのくらいか分からないと言ったので全部無償化を求められているとは思ってませんでしたけど、こちら全て無償化を求める請願でありますので、こちらでも反対させていただきます。

先ほども申しましたように、裕福な家庭の分まで無償にすることはないと思いますし、給食費を食育として考えて、国がこれは学校教育の一環ですよと言って国のほうがやられるならともかく、市で負担をしていくというのは高浜市の情勢を考えると大変それは負担になりますし、またその児童手当や児童扶養手当などもあります。生活保護世帯には保護世帯の分の給食費は取っていませんし、またそれに準ずる家庭も給食費は負担軽減をされております。子育て生活支援なども今回の決算でもありましたように、ひとり親世帯やひとり親以外の世帯でも、そういった子育て世帯の生活支援の支援金も出ておりますので、給食費を無償化するということに対しては反対をさせていただきます。

意（１３） 私は賛成いたします。

先ほど残食が増えるとかいうお話がありましたが、なぜ無償化にすると残食が増えるのかっていうことは私は理解がちょっとできません。

それから将来に借金を残すっていうお話がありましたが、私はほかのところで将来に向けた借金を残すような財政運営がされていると思っております。ですから、やはりいい土地を借りないとか、いい土地を買わないとか、いろんなことで私はこの財源を生み出せると思っております。

それから先ほど野々山議員のほうから約２億６,０００万円余りっておっしゃったんですが、６,０００万円はかかりませんので、そのところを計算していただけたらと思います。

私は賛成したいと思います。

意（４） 反対で意見を述べさせていただきます。

まず、今回初めて、議員になって１０年が経ちますが、共産党さんから請願の趣旨や協

力をお願いをされたことは非常に感謝するし、その中で実はいろいろと給食に対してお話をすることができて、それはとても有意義だったと思います。もう一つ、紹介議員さんにちょっと苦言したいのは、今回この2本の同じのが出ていますが、1本は先ほど言ったようにいろいろと御説明いただいたんですが、いざ定例会、蓋を開けてみたら2つ出ていたということで、なんで同じようなものが出たのかっていうのは議員としても非常に困惑しました。そんな中、同じ紹介議員さんであれば、署名をされる一般市民の方も同じように多分混乱されたと思いますので、そういったことのしっかりとした御指導がなかったのかなというのがちょっとどうなのかなと感じました。

本論に入りますが、給食費約2億5,000万円とか6,000万円、大きなお金がかかりますよね。そんな中、高浜市では今、高取小学校、吉浜小学校、港小学校、そのあと中学校もあります。そういった大規模改修のために非常に大きな予算をかけて子供たちのために、学習環境を整えるために使っております。議員なら現在の市の財政を考えたときに、その額を恒久的に使うことは優先順位としてとても無理なのは明らかだと考えております。

私は引き続き、まずは食べてなくなる給食費ではなく、多くの子供たちが安心して学習できる環境のために大規模改修を進めるべきだと考え、反対いたします。

委員長 ほかに。

意 見 な し

委員長 ほかに意見もないようですので、請願第4号についての意見を終了いたします。

(10) 陳情第8号 「新型コロナワクチン健康被害の実態と次世代型コロナmRNAワクチン（レプリコンワクチン）の危険性に関する周知」と「mRNAワクチン定期接種中止を求める意見書提出」を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意（5） ワクチン接種の使用の有無については、国が主導し、科学的根拠に基づき臨床試験を経て安全性と有効性が確認されております。ワクチン接種により重症化や死亡率の減少も確認されていることから、今後もしっかり精査、確認していくことが重要と考えるのでこの陳情には反対させていただきます。

意（3） こちら新型コロナワクチンですが、今は自由接種となっています。強制的で

はありません。情報はきちんと伝えるべきであるとは思いますが、個人の判断に委ねるべきなので反対をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意 見 な し

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第 8 号についての意見を終了いたします。

(11) 陳情第 9 号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意 (5) 国からの支援も現在増えておりますので、多くの家庭で負担が軽減されていると考えます。趣旨は理解できますので、趣旨採択をお願いいたします。

意 (3) 市政クラブといたしましてもこちら趣旨採択をお願いしたいと思います。

私立の高等学校というのは公立高校と並び、教育を担う大切な場所であるのは間違いありません。でも私立学校というのはそれぞれ独自の特色がありますし、学校設備、教育環境にもやはり差があるものだというふうに思っております。その差がある以上、公立と私立の費用負担にも差があるのは致し方ないのかと思っております。ですが、この全ての子供たちが経済状況に関わらず平等に教育を受けられる、そんな理想も分かります。

ですので、こちら趣旨採択とさせていただきます。

意 (13) 陳情内容については理解いたします。

ただ、私は公立の高等学校を維持、保守していくべきという観点から、今回の陳情書については趣旨採択とさせていただきたいと思います。

委員長 ほかに。

意 見 な し

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第 9 号についての意見を終了いたします。

(12) 陳情第10号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(5) こちらも県からの支援も増えており、制度の見直しも段階的に進んでいると考えます。趣旨は理解できますので趣旨採択をお願いいたします。

意(3) こちらも私どもも趣旨採択をお願いします。

こちらに書いてありますように、愛知県では私学助成もしておりますし、趣旨は分かりますので、こちらは趣旨採択をお願いいたします。

委員長 ほかに。

意 見 な し

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第10号についての意見を終了いたします。

(13) 陳情第11号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために高浜市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(3) こちらの陳情ですが、市政クラブでは反対とさせていただきます。県の助成もかなり多くありますけれども、高浜市は所得制限はあるものの200万円以下で2万4,000円、200万円から350万円まで1万2,000円の補助金を出しています。この補助額は愛知県の私学助成があるとやめている市も多い中、近隣の西三河の中でも非常に手厚い補助額になっていますので、この高浜市としての情勢を踏まえると、これ以上の補助金の上乗せは難しいと考えられますので、この陳情には反対させていただきます。

意(5) 本市においては他市に比べても充実した助成制度になっていると思います。

この陳情の趣旨は理解できますので趣旨採択をお願いいたします。

委員長 ほかに。

意 見 な し

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第11号についての意見を終了いたします。

(14) 陳情第12号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(3) こちら市政クラブでは賛成をさせていただきます。

陳情趣旨に述べられておりますように、未来を担う子供たちが夢と希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる思いです。子供たちを取り巻く教育環境、教職員の負担軽減など山積する課題に対応し、全ての子供たちが平等で行き届いた教育を受けるために、少人数学級は、保護者、教育関係者の願いであります。そのために少人数学級の更なる拡充を含めた定数改善は必要不可欠と考えます。

教育の機会均等と一定水準確保のため、義務教育費国庫負担制度の堅持及び国庫負担率2分の1の復元は必要な措置だと考えており、賛成をいたします。

意(5) 子供たちが全国どこに住んでいても均等に一定水準の教育を受けられることは大切なことと考えますので、この陳情には賛成いたします。

委員長 ほかに。

意 見 な し

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第12号についての意見を終了いたします。

以上で付託された案件の質疑は終了いたしました。

なお、本委員会において自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

- (1) 議案第54号 高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (2) 議案第55号 工事請負契約の変更について

挙手多数により原案可決

- (3) 議案第56号 財産の取得について（追認）

挙手全員により原案可決

- (4) 議案第57号 財産の取得について（追認）

挙手全員により原案可決

- (5) 議案第58号 財産の取得について（追認）

挙手全員により原案可決

- (6) 議案第60号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第8回）

挙手多数により原案可決

(7) 議案第64号 令和6年度高浜市介護保険特別会計補正予算(第1回)

挙手全員により原案可決

(8) 請願第2号 小中学校給食費の負担軽減を求める請願

挙手少数により不採択

(9) 請願第4号 小・中学校給食費の無償化を求める請願

挙手少数により不採択

(10) 陳情第8号 「新型コロナワクチン健康被害の実態と次世代型コロナmRNAワクチン(レプリコンワクチン)の危険性に関する周知」と「mRNAワクチン定期接種中止を求める意見書提出」を求める陳情

挙手少数により不採択

(11) 陳情第9号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

挙手全員により趣旨採択

(12) 陳情第10号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

挙手全員により趣旨採択

(13) 陳情第11号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために高浜市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情

挙手少数により不採択

(14) 陳情第12号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情

挙手全員により採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。

審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前11時45分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長